

東大阪市第2次総合計画後期基本計画

第5次実施計画

(平成31年度～32年度)

東 大 阪 市

は じ め に

本市では、平成 15 年に「夢と活力あふれる元気都市・東大阪」を将来都市像とする第 2 次総合計画基本構想を定めました。

この基本構想のもと、平成 22 年に、平成 23 年から平成 32 年までの 10 年間の計画期間とする後期基本計画を策定し、「持続可能なまちづくり」「市民自治のまちづくり」を基本方針として、まちづくりを進めています。

そして今回、後期基本計画に基づき、具体的な実施事業や取組方針などを示した第 5 次実施計画を策定しました。

この計画は、後期基本計画期間における最終の実施計画であり、この間の取組みの集大成として、「第 3 期市政マニフェストの推進」、「総合戦略の推進」を柱とし、本格的な人口減少社会の到来に臨み、本市が将来にわたって持続可能な自治体運営を行なうために、「次世代を担う子どもたちを育むまち」「訪れたくなるまち・住みたくなるまち」を目指し、限られた財源を「東大阪市の未来」のための施策、事業に重点的に投資することといたしました。

計画の推進に当たりましては、事業の達成度を評価しながら、必要な見直しを行うなど、適切な管理を行い、市民の皆様はその状況を公開してまいります。

この実施計画を着実に推進し、「活力ある東大阪の創造」を力強く進めてまいり所存ですので、市民の皆様をはじめ、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 31 年 2 月

東大阪市長 野 田 義 和

目 次

第1編 総論	1
I 計画策定の基本的な考え方	2
II 計画の構成	3
第2編 部門別計画	5
第1部 市民が主体となったまちづくり	7
第2部 市民文化を育むまちづくり	10
第3部 健康と市民福祉のまちづくり	18
第4部 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり	25
第5部 安全で住みよいまちづくり	29
第3編 地域別計画	38
A地域	41
B地域	43
C地域	44
D地域	45
E地域	46
F地域	47
G地域	48
第4編 行財政編	49

第 1 編 総 論

I 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の目的

この計画は、東大阪市第2次総合計画基本構想において定める市の将来都市像「夢と活力あふれる 元気都市・東大阪」の創造をめざし、後期基本計画に示す「持続可能なまちづくり」「市民自治のまちづくり」というまちづくりの方針のもと、時代的背景を反映させるとともに、本市としての喫緊の課題に対して即応することを目指し、その具体的施策と実施の方向を明らかにするものです。

なお、策定に当たっては以下の点に留意しました。

① 市政マニフェストの推進に重点を置いた計画であること。

「東大阪・活力と魅力の創造」を実現するために、市が取り組むべき課題を整理し、平成28年5月に策定した第3期市政マニフェストに位置づけた事業を積極的に推進していきます。特に、各事業の達成度に応じ、一部実施、進行中、未実施のものについて、着実な実施を目指すものとします。

② 東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に重点を置いた計画であること。

本格的な人口減少社会が到来するなか、本市においては2060年時点の目標人口を35万人としており、その達成に向けて策定した東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲載する事業を計画に計上し、将来にわたって持続可能な東大阪市の創造に取り組めます。

③ 限られた財源・資産を有効に活用する計画であること。

限られた財源・資産を有効活用し、最大の効果を上げるため、積極的な事業再構築に努めるなど、対象事業の必要性、有効性などから検証を行います。

2 計画の期間

計画の期間は、平成31年度から平成32年度までの2カ年とします。

なお、本計画は、後期基本計画期間中、最終の実施計画となります。

3 計画の対象事業

計画の対象とする事業は、本市が優先的・重点的に取り組む事業です。なお、日常の維持補修や維持管理、運営経費的および経常経費的な事業については、基本的には計画の対象としていません。

II 計画の構成

この計画は、「総論」、「部門別計画」、「地域別計画」および「行財政編」の4編で構成しています。

1. 総論

計画の目的や期間、対象事業など、計画の基本的事項を表しています。

2. 部門別計画

部門別計画は、市役所が主体的に取り組む施策を、後期基本計画の5つの施策体系に沿ってまとめたものです。後期基本計画に定められている「基本方針」に基づき、「主な取り組み」および「主な事業計画」により構成しています。

なお、この度の部門別計画には、後期基本計画の着実な達成を目指し、平成31年度から32年度の期間中に進行する、特に重要な事業のみを掲載しています。

(1)「主な取り組み」は、後期基本計画に定める節ごとに、めざすまちの姿と、その実現のための取り組みの方向性・方針を定めています。

(2)「主な事業計画」は、「主な取り組み」に示す「取り組みのあらまし」に沿った事業内容を示すとともに、各事業の進捗状況の目安とする指標と、そのめざすべき到達点である目標、事業実施年度等を掲載しています。

3. 地域別計画

地域別計画は、地域の特性を生かした個性的なまちづくりを進めるため、市民が考える地域の課題・取り組みについてまとめたものです。市域を7つの地域(A~G)に区分し、「地域からの声、提言」「市民や地域が取り組みます」および「市役所が共に取り組みます」により構成しています。

地域別計画の推進に当たっては、市民や地域が主体的に取り組むまちづくり活動が充実するとともに、さまざまな団体が連携して、地域が一体となったまちづくりが進められるよう市役所が共に取り組んでいきます。

(1)「地域からの声、提言」は、市民や地域が考える「めざす地域の姿」とその実現のための取り組みの方向性・方針を定めています。

(2)「市民や地域が取り組みます」は、市民や地域が取り組む施策の概略を示しています。

(3)「市役所が共に取り組みます」は、「市民や地域が取り組みます」の施策に関係する部門別計画などの主な取り組みについて示しています。

4. 行財政編

行財政編は、今日の厳しい財政環境のもと、部門別計画や地域別計画に示した事業を確実に進めていくために必要となる、効率的で健全な行財政運営の取り組みをまとめたものです。後期基本計画に定められている「基本方針」、「取り組みのあらまし」、「取り組みを実効性のあるものとするために」および「主な事業計画」により構成しています。

- (1) 「主な事業計画」は、「取り組みを実効性のあるものとするために」に沿った事業内容を示すとともに、各事業の進捗状況の目安とする指標と、そのめざすべき到達点である目標、事業実施年度等を掲載しています。

第2編 部門別計画

第1部 市民が主体となったまちづくり

地域コミュニティを基礎とした、市民の主体的な参加によるまちづくりを進めるとともに、人権の尊重と平和都市づくりを推進します。また、地方分権を視野に置いて効率的で活力ある行財政運営を進め、市民自治による開かれた市政の運営を図ります。

主な取り組み

第1節 市民が主体的に活躍するまち

市民だれもが自分たちのまちに誇りと愛着を持てるよう、自分たちのできることを生かして、責任を持って主体的にまちづくりを進め、楽しさや達成感、連帯感を味わえる環境をつくります。

そのため、地域の特徴を生かすことや、市民によるまちづくり活動の自立を促すこと、活動への理解を深めること、活動の担い手となる人材や団体などを育てることなどに取り組みます。

これらの取り組みを行うに当たっては、市民と市役所が対等な関係で、互いを尊重し合い、目的と課題を共有し、協力して活動することによって、活力あるまちづくりを行う、公民協働を基本にします。

～取り組みのあらまし～

- 1 地域の特性を生かしたまちづくりを進めます
- 2 市民によるまちづくりを応援します
- 3 市民のまちづくりへの理解を深めます
- 4 まちづくりの担い手づくりを進めます

第2節 人権を尊重するまち

人権は、すべての人が生まれながらに持っている、最も基本的な権利であり、人権を尊重した、いかなる差別もない豊かで明るいまちをつくります。

そのため、市民や事業者、教育関係者、関係機関、市役所などが連携、協力し、同和問題や、外国籍住民、障害のある人、子ども、高齢者、女性などの人権問題の解決に向け、横断的な取り組みを進めます。

～取り組みのあらまし～

- 1 あらゆる施策に人権尊重の視点を取り入れます
- 2 効果的な人権啓発・人権教育を進めます
- 3 情報・相談機能を充実させます

第3節 男女が共に生き生きと暮らすまち

男女が互いに個人としての尊厳を認め合い、性別にとらわれることなく個性や能力を発揮しながら、生き生きと暮らせるまちをつくります。

そのため、性別による固定的な役割分担意識を無くし、男女が社会のあらゆる分野で対等に活躍するとともに、仕事と家庭を両立して暮らしていけるよう、取り組みます。

～取り組みのあらまし～

- 1 男女が対等な関係を築く意識を育みます
- 2 仕事と家庭が両立できる環境をつくります
- 3 男女が生き生きと活躍できる職場をつくります
- 4 男女が共にまちづくりを進めます
- 5 だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めます

第4節 平和の大切さを伝えるまち

平和は人間として生きるための基本であり、全世界の共通の願いです。市民一人ひとりが平和の大切さを実感し、平和を築き、後世に伝えていくまちをつくります。

そのため、平和への意識を高め、非核平和の重要性を認識できるよう、平和についての啓発や平和学習に取り組みます。

～取り組みのあらまし～

- 1 市民の平和意識を高めます
- 2 子どもたちの平和学習を充実させます
- 3 平和の重要性と核兵器廃絶のメッセージを世界に発信します

第5節 開かれた市役所のあるまち

市民には「知る権利」が、市役所には「説明責任」があります。市民が主体となったまちづくりの実現のためには、開かれた透明性の高い市役所であることが重要です。

そのため、個人情報の保護には十分配慮した上で、積極的に情報を受発信するとともに、市民と市役所が互いの立場を尊重した、対話と参加の機会を設けます。

また、市役所業務は常に説明責任を伴い、職員一人ひとりが市役所の広報広聴を担うという認識を持ち、より一層身近で市民に開かれた市役所をめざします。

～取り組みのあらまし～

- 1 市民の声に基づいて市政を進めます
- 2 市政にかかわる情報を分かりやすく発信します
- 3 市役所が取り扱う市民の個人情報を守ります

主な事業計画

事業名 【担当所属】				事業内容			
1	1	1		地域まちづくりに関するこれまでの取組みを検証するとともに、あらたな地域まちづくりを推進するしゅみを再検討するため、市民及び市職員の協働に対する意識醸成を目的としたセミナーや研修を実施する。			
地域まちづくり推進制度（東大阪市版地域分権制度）検討事業 【市民協働室】				指標	研修等参加者のうち、協働意識が向上したと考える人の割合		
				目標	(H29)－	80%	80%
				事業実施年度	⇒	31年度	32年度
1	1	1		地域サポート職員が地域の市民活動団体等を訪問し、団体が抱える課題解決や団体間の連携を促進することなどにより、地域の実情に即したまちづくりを推進する。			
地域サポート職員配置事業 【市民協働室】				指標	地域訪問回数		
				目標	(H29)－	500回	400回
				事業実施年度	⇒	31年度	32年度
1	3	1		DV被害の防止、被害者からの相談対応、安全の確保、心のケアを含めた自立支援などについて、関係機関と連携し総合的に推進する。また、DV被害防止にかかる啓発にも積極的に取り組む。			
DV対策事業 【男女共同参画課】				指標	DV相談・DV被害防止啓発にかかる広報誌等掲載回数 (市政だより、情報紙HOWなど)		
				目標	(H29) 6回	14回	14回
				事業実施年度	⇒	31年度	32年度

第2部 市民文化を育むまちづくり

交流による市民文化の創造を進め、市民の生涯を通じた学習環境の充実を図るとともに、次代を担う青少年が健やかに育つまちづくり、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。

主な取り組み

第6節 文化に親しめるまち

文化は心を豊かにし、生きがいを与えてくれます。長い歴史によって地域で育まれてきた、地域の特色を生かした文化に親しみ、大切に思う心を育みます。

そのため、あらゆる活動に文化の視点を取り入れるとともに、個性あふれる豊かな文化を発掘します。また、文化的な資源、情報を発信します。さらに、文化やその担い手を育み、市民が自ら文化活動に取り組める環境や、身近に文化に親しむ機会を提供します。

～取り組みのあらまし～

- 1 あらゆる施策に文化の視点を取り入れます
- 2 魅力ある文化情報を把握し、発信します
- 3 文化施設を有効に活用します
- 4 文化に親しむ機会を提供します

第7節 歴史や伝統を大切にするまち

歴史遺産や伝統はいったん失うと元には戻らない貴重な財産であることから、市や地域の、歴史や伝統を大切にするまちをつくります。

そのため、郷土の歴史遺産の調査、研究や、その保存と活用に努め、身近な歴史や伝統の啓発を行い、市民と共に文化財保護を進めます。また、古文書などの歴史資料を調査、整理ならびに保存、活用するとともに、古代から現代までを対象とした市史の編さんに努めます。

～取り組みのあらまし～

- 1 市民と共に文化財保護を進めます
- 2 歴史・文化を感じられるまちづくりを進めます
- 3 文化財の普及啓発を進めます
- 4 市史の編さん、活用を進めます

第8節 多くの国・地域や人の交流が育まれるまち

国籍や民族の異なる人々が、互いの考え方や文化、習慣の違いを認め合い、すべての人が自分らしく生き、交流が育まれるまちであることが大切です。

そのため、多言語で必要な情報を入手できるようにするとともに、異なる文化を持つ市民が理解し合うための機会をつくります。さらに、まちのよさを生かした交流を進めるため、まちの魅力的な情報を提供し、広く内外の人にもそのよさを伝えることで、訪れたいまちをめざします。

～取り組みのあらまし～

- 1 外国籍住民を支援し、社会参加を進めます
- 2 市民に多文化共生の大切さを伝えます
- 3 諸外国との交流、協力を進めます
- 4 交流の機会や場所を増やします
- 5 東大阪市の魅力をつくり、発掘し、発信します

第9節 いくつになっても学べるまち

豊かな暮らしや充実した人生を送るため、市民が生涯を通して主体的に学び合い育ち合い、自らを高めていくことができるまちづくりを進めます。

そのため、市民が学べる「場所」「機会」の提供や、「人材」に関する情報などを手に入れやすい生涯学習の環境づくりを進めます。また、市民自らが、あらゆる場所において、あらゆる機会を通じ、生涯にわたって楽しく学べるよう支援します。

～取り組みのあらまし～

- 1 生涯学習に関する情報を手に入れやすくします
- 2 利用しやすい生涯学習の場を提供します
- 3 参加しやすい学習機会を提供します
- 4 生涯学習を支える人材を発掘します

第10節 学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまち

本市の未来を担う子どもたちの健康や学力、豊かな人権感覚、主体性や調和のとれた人間性を育み、子どもたちの人格の完成をめざします。

そのため、教職員の資質や能力の向上、教育環境の整備、安全な学校園づくりに努めるとともに、子どもたちがすくすく育つ環境づくりのため、地域や家庭の教育力を活性化し、学校園と連携して教育に取り組みます。

～取り組みのあらまし～

- 1 知・徳・体のバランスのとれた子どもを育みます
- 2 教育の質を向上させ、教育条件を整えます
- 3 子どもが安心して学校に通えるようにします
- 4 地域全体で子どもを育みます

第11節 青少年が健やかに育つまち

青少年が自ら誇りを持ち、責任を自覚し、たくましく健やかに成長することは、市民すべての願いです。

そのため、青少年が関心を持てるような活動の場や機会を広めるとともに、保護者だけでなく地域の市民が協力して青少年の健全な育成を見守ることで、青少年が社会的に自立し、コミュニケーション能力や体力が向上するよう、青少年が健やかに育つまちづくりに取り組みます。

～取り組みのあらまし～

- 1 青少年の健全育成につながる情報提供、啓発を進めます
- 2 青少年の立場で活動の場や機会を提供します
- 3 青少年の健全育成を見守り、応援します

第12節 スポーツを楽しめるまち

「ラグビーのまち東大阪」としてラグビーの持つイメージを生かし、スポーツに対する市民の関心や意欲を高め、市民生活に健康と豊かさをもたらすことができるよう、スポーツを楽しめるまちをつくりまします。

そのため、市民がスポーツへの関心を高めることができる、さまざまなスポーツを楽しむ機会を提供します。また、市民が安全で利用しやすい施設でスポーツを日常的に行えるようにします。そして、それらの機会を通じて、市民の健康づくりや青少年の健全な育成につなげます。

～取り組みのあらまし～

- 1 だれもが身近でスポーツに親しめる機会を提供します
- 2 安全で利用しやすい施設整備を進めます
- 3 「ラグビーのまち東大阪」のまちづくりを進めます

主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容		
2 6 3	旧市民会館及び旧文化会館の機能を集約し、中核市・東大阪市のシンボルとしてふさわしい、魅力ある文化芸術の創造と発信の拠点として、新市民会館の整備を進める。		
文化創造館整備事業 【文化創造館開設準備室】	指 標	文化創造館整備の進捗状況	
	目 標	(H29) 設計・工事	工事完了 —
	事業実施年度	⇒	31年度 32年度

事業名 【担当所属】			事業内容				
2	6	4	「東大阪市公共施設再編整備計画」に基づき東部地域仮設庁舎をリニューアルし、四条図書館・郷土博物館・埋蔵文化財センター・市史料室を文化複合施設として整備する。				
			指標	整備の進捗状況			
			目標	(H29) 基本計画策定	公募条件等検討	事業者選定・契約	
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度	
公共施設再編整備事業（文化関係複合施設再整備）			【文化財課】				
2	7	2	国史跡・重要文化財である鴻池新田会所の耐震診断及び補強案の作成を行う。				
			指標	重要文化財建造物耐震診断の進捗率			
			目標	(H29)－	40%	80%	
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度	
鴻池新田会所整備事業			【文化財課】				
2	7	2	国指定史跡「河内寺廃寺跡」を、史跡公園として整備する。				
			指標	整備の進捗状況			
			目標	(H29)－	発掘調査	整備計画策定	
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度	
河内寺廃寺跡史跡公園整備事業			【文化財課】				
2	8	2	入管法改正による外国人材の適正な受入れ・共生社会の実現を図るため、国際情報プラザの機能拡充により、（仮称）多文化共生相談情報プラザを開設する。あわせて、プラザに付帯すべき、全ての住民にとっての国際化や多文化共生推進の機能についての検討に取り組む。				
			指標	事業の進捗状況			
			目標	(H29)－	プラザ開設	機能検討	
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度	
国際化推進事業（国際交流プラザ事業）			【文化国際課】				
2	8	2	ラグビーワールドカップ2019開催に向け、東大阪市花園ラグビー場で試合を行う7ヶ国の文化などに関する展示や講座などのイベントを開催し、市民の機運醸成を図る。				
			指標	イベントの来場者数			
			目標		500人		
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度	
国際化推進事業（ラグビーワールドカップ関連）			【文化国際課】				

事業名 【担当所属】			事業内容			
2	8	5	<p>東大阪の特徴を活かした体験型の観光プログラムで人を呼び込む「ひがしおおさか体感まち博」の参加者を増やし、本市の魅力を感じてもらおうを増やしていく取り組みを拡大させていく。</p>			
			指標	体験型観光プログラムの参加者数		
			目標	(H29) 700人	1,900人	2,600人
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
新たな観光まちづくりの推進事業 【企画室】						
2	8	5	<p>広大かつ複数の施設で構成される花園中央公園の魅力をも、民間事業者と連携することによりさらに引き出し、創造し、利用者にとっての価値を高め、集客と賑わいを創出するため取り組みを進める。</p>			
			指標	民間活力の導入		
			目標	—	民間活力導入調査	民間活力導入の実施
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
花園中央公園における民間活力の導入 【企画室】						
2	8	5	<p>市民の東大阪市へ対する愛着の醸成や、若者・子育て世代の定住促進を目的として、シティプロモーション動画を製作、発信する。</p>			
			指標	①事業の進捗状況 ②プロモーション動画視聴者数		
			目標	—	①動画製作 ② —	①公開 ②50,000人
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
シティプロモーション推進事業 【企画室】						
2	9	2	<p>「東大阪市公共施設再編整備計画」に基づき、旧市民会館跡地に建設される商工会議所新会館内に新永和図書館を整備する。</p>			
			指標	整備の進捗状況		
			目標	(H29) 設計	供用開始	—
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
公共施設再編整備事業（新永和図書館の整備） 【社会教育課】						
2	10	1	<p>小・中学校の教員が「めざす子ども像」を共有し、9年間の教育課程を通して、一貫した系統的な教育をめざす。</p>			
			指標	小6の中学校への登校の年間実施日数（平均）		
			目標	(H29) 5日	15日	15日
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
一貫教育推進事業 【小中一貫教育推進室】						

事業名 【担当所属】			事業内容			
2	10	1	中学生の健全な心身の育成を目指し、完全給食・全員喫食での中学校給食を実現する。			
			指標	中学校給食の導入校数		
			目標	(H29)設計	2校	7校
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
中学校給食の実施 【学校給食課】						
2	10	2	新学習指導要領の下、平成32年度から始まる小学校5・6年での外国語科において、指導者用デジタル教科書を市立小学校5・6年の全学級に配備することで、外国語科授業の質を高める。			
			指標	デジタル教科書の配備率		
			目標	—	100%	100%
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
小学校英語デジタル教科書の配備 【学校教育推進室】						
2	10	1	関西フィルハーモニー管弦楽団の演奏家を市立中学校・高等学校へ招き、音楽系部活動に所属する生徒を対象とした訪問指導を実施する。			
			指標	訪問指導学校数		
			目標	(H29) —	9校	9校
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
本物の文化芸術にふれる機会の提供 【学校教育推進室】						
2	10	2	公立の就学前教育・保育施設再編成整備計画に基づき、(仮称)岩田こども園を整備する。			
			指標	(仮称)岩田こども園の整備状況		
			目標	(H29) —	施工	開園
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
(仮称)岩田こども園整備事業 【学校教育推進室】						
2	10	2	コンピュータ教室の既存児童生徒用ノートパソコンをキーボード付きタブレット端末に更新し、授業スタイルに応じて児童生徒が1人1台のタブレット端末を使える環境を整備する。			
			指標	普通教室での利用回数		
			目標	—	月1回(各クラス)	月1回(各クラス)
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
児童生徒用タブレット端末の導入 【学校教育推進室】						

事業名 【担当所属】	事業内容			
2 10 3 小学校普通教室への空調整備事業 【施設整備課】	暑さ対策を含む良好な学習環境づくりのため、小学校普通教室に空調設備を整備する。			
	指標	小学校普通教室の空調整備実施率		
	目標	(H29)0%	100%	—
	事業実施年度	⇒	31年度	32年度
2 10 3 いじめ防止対策事業 【学校教育推進室】	いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止や重大事態等に対応する機関を設置し、専門家の派遣等、適切な対応を行う。また、スクールソーシャルワーカーの体制を拡充し、子どもや家庭、学校園を支援する。			
	指標	①いじめの未然防止のための支援ケース数 ②いじめの解消率		
	目標	(H29) —	①350件 ②100%	①400件 ②100%
	事業実施年度	⇒	31年度	32年度
2 10 3 子ども安全安心推進事業 【学校教育推進室】	子どもたちの登下校時の安全の確保のため、各小学校区に愛ガード運動推進委員会を組織し、地域での見守り・見回り・交通安全活動を実施する。また、子どもたちの安全にかかわる情報等を学校園から保護者にメールで発信する。			
	指標	①登下校時の事故発生件数 ②校内への不審者侵入発生件数		
	目標	(H29) —	①0件 ②0件	①0件 ②0件
	事業実施年度	⇒	31年度	32年度
2 12 1 スポーツのまちづくり推進事業 【スポーツのまちづくり戦略室】	スポーツの裾野を広げ、スポーツ実施人口の増加を目的としたイベントを企画するとともに、東大阪市に縁のあるトップアスリートやスポーツチームのほか、本市の取組みに親和性が高い事業者との連携を強化し、スポーツを活用した市の魅力発信や地域活性化を図る。			
	指標	新たな連携先数 (スポーツみらいアンバサダーおよび連携協定事業者)		
	目標	(H29) —	2件	2件
	事業実施年度	⇒	31年度	32年度
2 12 1 ウィルチェアスポーツ推進事業 【スポーツのまちづくり戦略室】	障害の有無や年齢、性別に関わらず誰もが一緒に楽しむことができるウィルチェア（車いす）スポーツを推進する。			
	指標	ウィルチェアスポーツ普及啓発活動		
	目標	(H29) —	3回	3回
	事業実施年度	⇒	31年度	32年度

事業名 【担当所属】			事業内容			
2	12	1	ワールドマスターズゲームズ2021関西の開催に向け、ラグビーフットボール競技の開催担当自治体として準備を進めるとともに、大会の認知度向上などによる機運醸成を図る。			
			指標	東大阪市実行委員会の開催回数		
			目標	(H29)－	2回	2回
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
ワールドマスターズゲームズ2021関西関連事業 【スポーツのまちづくり戦略室】						
2	12	1	東京オリンピック・パラリンピック参画プログラムを活用し、ゴールデン・スポーツイヤーズにおけるスポーツのまちづくりの各施策の強化を図る。			
			指標	参画プログラムの活用、啓発イベントの実施		
			目標	－	3回	3回
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
東京オリンピック・パラリンピック関連事業 【スポーツのまちづくり戦略室】						
2	12	2	ウィルチェアスポーツの更なる推進と花園中央公園の賑わい創出を図るため、花園ラグビー場内の敷地にウィルチェアスポーツ広場を移設する。			
			指標	新ウィルチェアスポーツ広場の整備状況		
			目標	－	設計	整備工事・竣工
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
ウィルチェアスポーツ関連整備事業 【スポーツのまちづくり戦略室】						
2	12	3	ラグビーワールドカップ2019開催に向けた機運醸成に取組み、本市への交流人口の増加を目指す。また、花園ラグビー場の魅力を全世界に発信し、本市の新たな名所としての認知度の向上を目指す。			
			指標	開催イベントにおける集客数		
			目標	(H29)－	80,000人	－
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
ラグビーワールドカップ関連事業 【花園ラグビーワールドカップ2019推進室】						

第3部 健康と市民福祉のまちづくり

本格的な少子高齢化社会に対応して、子どもから高齢者までのすべての市民が、元気で生きがいのある生活が営まれるよう、保健、医療、福祉が連携した総合的なサービスの充実に努めます。

主な取り組み

第13節 健康で元気に暮らせるまち

市民一人ひとりが、心も体も健康で生きがいを持って人生を送れるよう、健康で元気に暮らせるまちをつくります。

そのため、運動習慣や食生活の改善など規則正しい生活習慣を確立し、健康診査やがん検診の受診など健康管理に対する意識を高め、生活習慣病の予防を進めます。また、地域保健対策や健康危機管理の拠点として保健所などの組織体制を確保し、感染症の予防と拡大防止や、心と体の健康づくりに取り組みます。

～取り組みのあらまし～

- 1 地域保健対策、健康危機管理対策を総合的に進めます
- 2 健康づくりや食育に取り組む市民を増やします
- 3 疾病などの予防や早期発見に努めます
- 4 感染症の予防と拡大防止に努めます
- 5 特定疾患や呼吸器系疾患対策などを充実させます
- 6 心の健康づくりに取り組みます

第14節 安心して医療を受けられるまち

命を守る保健・医療は、地域にとって掛け替えのないものです。保健・医療の関係機関だけでなく、患者や家族など市民みんなで医療を支え、市民が自らの状態に合った安全・安心な医療を受けることができるまちをつくります。

そのため、医療の質を確保するとともに、近隣市との連携による救急の広域化や地域間での医療施設の連携、安心できる診療体制の構築を進めます。また、医療機関の適正な利用や薬の使用方法について、市民の理解を深めます。

～取り組みのあらまし～

- 1 地域の医療関係機関の連携によって医療体制を整備します
- 2 医療機関の適正な利用を進めます
- 3 医療機関などへの検査や指導をより充実させます
- 4 市立東大阪医療センターの設備や機能を充実させます
- 5 医療相談窓口を充実させます
- 6 薬についての健康教育を拡充します

第15節 生活衛生が行き届いたまち

生活の質を高め、市民が安全で快適な暮らしを送ることができるよう、生活衛生が行き届いたまちをつくりまします。

そのため、食品関係、生活衛生関係施設などの監視指導などにより、食中毒や感染症、食品事故、飲料水などの健康危機の発生を防ぎます。もし被害が発生した場合には、被害拡大の防止に努め、復旧のための取り組みを行います。また、火葬場の改善なども進めまします。

さらに、狂犬病予防と動物愛護の視点から、飼い犬や飼い猫の適正な飼育の在り方を広げまします。

～取り組みのあらまし～

- 1 食品などの安全を確保します
- 2 良好な生活環境を提供します
- 3 保健衛生に関する試験検査機能を充実させまします
- 4 斎場の改善に取り組みまします
- 5 飼い犬や飼い猫の適正な飼育を啓発します

第16節 みんなで支え合う福祉のまち

すべての人が、互いに尊重し合い、支え合い、だれもが住み慣れた地域で安心して共に暮らすことができるまちをつくりまします。

そのため、地域住民、福祉関係者や団体、各種の専門機関などと連携して、身近な相談窓口の充実などサービスが利用しやすい仕組みをつくりまします。また、地域福祉の新たな担い手の育成やネットワークの構築など、地域における福祉環境・基盤づくりに取り組みまします。

～取り組みのあらまし～

- 1 地域で支え合う仕組みづくりを進めまします
- 2 身近に相談しやすい環境をつくりまします
- 3 ネットワークによって地域福祉の課題を解決します
- 4 地域福祉の担い手づくりを進めまします
- 5 すべての人が生活しやすい環境を整備します
- 6 質の高い福祉サービスを利用できるようにします

第17節 安心して子どもを生み、育てられるまち

子どもを慈しむとともにいとしく思い、子育てを喜び、子どもの健やかな成長を願う気持ちは、だれもが持っています。安心して出産、子育てができる環境づくりによって、子どもを育てる喜びが実感でき、すべての子どもの健やかな成長と、子どもの権利が尊重され、子どもの生きる力や夢を育むことができるまちをめざします。

～取り組みのあらまし～

- 1 地域全体で子育てを見守ります
- 2 子どもと親の健やかな心と体づくりを進めまします
- 3 だれもが安心できる育児環境を整備します
- 4 一人親家庭の子育てを応援します

第18節 高齢者が生きがいを持って暮らせるまち

超高齢社会が到来し、多くの高齢者が地域で暮らす時代となる中、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、身近で信頼できる相談窓口を整えます。また、介護が必要な高齢者や認知症の高齢者の生活を支える介護サービスを確保し、地域で支え合うネットワークづくりに取り組みます。

さらに、高齢者の健康づくりや介護予防活動を進めるとともに、これまでに培った知識や経験が地域社会のために生かされるなど、高齢者が生きがいを持って生き生きと暮らせるよう支援します。

～取り組みのあらまし～

- 1 地域生活と自立を支える仕組みづくりを進めます
- 2 高齢者の健康づくりと介護予防を進めます
- 3 高齢者の生きがいづくりを応援します
- 4 高齢者の尊厳を守り、支えます
- 5 介護保険制度を適正に管理運営します

第19節 障害のある人が自立して生活できるまち

障害のある人が生活しやすいまちは、すべての人にとって生活しやすいまちです。障害のある人のあらゆる権利や自由が確保され、家庭や地域社会の中で自立した生活ができるまちづくりをめざします。

そのため、障害のある人の生涯を通じ、成長の段階に応じた療育・就労・生活支援サービスをはじめとした基盤整備を進め、相談しやすい環境づくりや関係機関の連携などで、障害のある人の生活の安全・安心機能を高めます。

～取り組みのあらまし～

- 1 障害のある人への理解と地域の交流を進めます
- 2 障害のある人が自立した生活ができるよう支援します
- 3 障害者教育や療育サービスを充実させます
- 4 障害のある人の就労や保健・医療を支えます

第20節 生活自立相談や支援が受けられるまち

すべての人が健康で文化的な最低限度の生活を営むことは、憲法で保障された権利の一つです。

そのため、支援を必要とする人が自立した生活を営めるよう、利用できる支援内容についての情報を入手し、必要な支援が受けられる環境を整備します。また、高齢者の生活が安定するよう、国民年金制度の手続きなどについて、市民の身近な窓口となります。

～取り組みのあらまし～

- 1 低所得者世帯などの生活自立を応援します
- 2 生活保護を適正に実施します
- 3 国民年金制度のサービス内容を分かりやすく発信します

主な事業計画

事業名 【担当所属】			事業内容			
3	13	3	特定健康診査・特定保健指導の推進などにより、生活習慣病を未然防止・早期発見するとともに、重症化を予防し、生活の質の維持・向上を図る。			
			指 標	特定健診受診率		
			目 標	(H29) 28.6%	30.0%	31.0%
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
特定健康診査等事業 【保険管理課】						
3	13	3	「健康増進法」に基づき、概ね40歳以上の市民を対象に国の指針に基づいた各種がん検診を実施し、早期発見・早期治療につなげる。			
			指 標	①大腸がん検診受診率 ②乳がん検診受診率		
			目 標	(H29) ①15% ②20%	①17.5% ②22.5%	①18.5% ②23.5%
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
健康増進事業 (がん検診) 【健康づくり課】						
3	15	4	東大阪市斎場整備基本構想に基づき、今後の火葬需要のピークに向けた新斎場を建設する。			
			指 標	事業の進捗		
			目 標	(H29) —	構想策定	環境影響調査実施
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
新斎場整備事業 【斎場管理課】						
3	15	4	老朽化の進んだ長瀬斎場のリニューアル工事を行う。			
			指 標	事業の進捗		
			目 標	(H29) —	解体工事	設計着手
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
長瀬斎場整備事業 【斎場管理課】						
3	17	1	身近な地域においてつどいの広場を開設し、在宅で子育てをしている親子が地域で孤立しないように見守るとともに、子育ての負担感を軽減するための居場所の提供や、一時預かり事業を実施する。			
			指 標	つどいの広場延べ利用組数		
			目 標	(H29) 41,000組	41,000組	41,000組
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
地域子育て支援拠点事業 【子育て支援課】						

事業名 【担当所属】			事業内容			
3	17	1	子育て支援センター未整備のA地域において、新たな支援センターを整備し、子育て支援機能の充実を図る。			
			指標	子育て支援センター整備事業の進捗状況		
			目標	(H29)整備場所の決定	基本設計・実施設計	工事
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
地域子育て支援センター整備事業 【保育室】						
3	17	2	すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら必要な支援を行う拠点（子ども家庭総合支援拠点）の構築を目指す。			
			指標	開設に向けた進捗状況		
			目標	(H29)－	開設準備	開設
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
児童虐待防止事業 （子ども家庭総合支援拠点） 【子ども見守り課】						
3	17	3	すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、すべての家庭が生き生きと安心して子どもを育てることができる社会の実現を目指し、学習や食の提供を伴う子どもの居場所づくり事業を実施する。			
			指標	学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業の延利用人数		
			目標	－	6,000人	6,000人
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
子どもの貧困対策推進事業 【子ども家庭課】						
3	17	3	東大阪市子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育の必要見込み量の確保策として、民間保育所の新設、小規模保育施設の改修および既存の保育所の増改築を推進することで、安心して子育てができる環境を整備する。			
			指標	①0歳児の新たな受入人数 ②1・2歳児の新たな受入人数		
			目標	(H29)①18人 ②104人	①65人 ②179人	①16人 ②28人
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
民間教育・保育施設整備事業 【施設指導課】						
3	17	3	生まれてきた赤ちゃんのお祝いとして、出産記念品を贈呈する。			
			指標	記念品配布数		
			目標	(H29)制度の構築・検討	2,400件	3,600件
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
出産記念品事業 【子育て支援課】						

事業名 【担当所属】	事業内容			
3 17 3 リフレッシュ型一時預かり保育のお試し事業 【子育て支援課】	<p>出産後の親子に一時預かりのお試し保育を実施することにより、育児のリフレッシュを促進し支援を行う。</p>			
	指標	事業の進捗		
	目標	(H29) 制度の構築・検討	検討	実施
	事業実施年度	⇒	31年度	32年度
3 17 3 利用者支援事業 【子育て支援課】	<p>子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援に関する情報提供、必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の充実を図るため、子育てサポーターを配置する。</p>			
	指標	子育てサポーター配置箇所数		
	目標	(H29) -	4箇所	4箇所
	事業実施年度	⇒	31年度	32年度
3 17 3 保育士確保に向けた補助制度 【子育て支援課】	<p>保育士不足等の社会情勢の変化を踏まえ、民間保育所や認定こども園等を対象とした運営補助金制度を見直し、新たな保育士確保に向けた補助制度を創設し支援を行うことで、保育環境の向上を図る。</p>			
	指標	実施状況		
	目標	-	実施	実施
	事業実施年度	⇒	31年度	32年度
3 17 3 公立教育・保育施設整備事業 【保育室】	<p>公立の就学前教育・保育施設再編整備計画に基づき、子ども・子育て支援の拠点施設として地域における教育・保育のセーフティーネットと「在宅での子育て支援」施設としての機能の強化を図ることになっているため、各地域の整備を行うもの。</p>			
	指標	(仮称)孔舎衛こども園の整備状況		
	目標	(H29) -	工事	開園
	事業実施年度	⇒	31年度	32年度

事業名 【担当所属】			事業内容			
3	18	1	<p>高齢者の一番身近な相談機関である地域包括支援センターを中心とし、認知症高齢者への速やかかつ適切な初期対応を目指す認知症初期集中支援チームや、在宅医療と介護を一体的に提供するための在宅医療・介護連携相談窓口等の支援機関と連携しながら地域包括ケアシステムを構築し、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援する。</p>			
			指標	①地域包括支援センター運営事業による相談件数 ②在宅医療・介護連携推進窓口相談件数		
			目標	(H29) ①45,622件 ② -	①45,700件 ②200件	①46,000件 ②210件
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
3	19	2	<p>手話設置通訳員の配置や手話通訳員の登録派遣、手話レベルアップ講座などを実施、また、「東大阪市みんなでトライする手話言語推進条例」の制定に伴い、手話及びびろう者に対する理解の増進や手話の普及を目指し、啓発や手話奉仕員養成講座などの事業を新たに実施する。</p>			
			指標	養成講座の受講者数		
			目標	(H29) -	35人	55人
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度

第4部 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり

独自の技術などを有する中小企業の集積を生かし、大都市圏に立地する優位な条件の下で、新しい時代に対応する新たな産業を育成するとともに、産業を活性化するための総合的な環境整備を進めます。

主な取り組み

第21節 モノづくりが元気なまち

本市の工業が発展することは、市の発展のみならず、日本の製造業の発展にもつながっています。市内製造業の付加価値をさらに高め、次の世代に対しても優れた経営資源を継承できるようにするとともに、全国でも有数の企業集積の強みを生かした、モノづくりが元気なまちをつくりまします。

そのため、既存技術の改良だけでなく、新しい技術や製品の開発を積極的に支援するとともに、それらを担う人材の育成、確保や、市内製造品の販売促進、他都市や地域との交流を進めます。

～取り組みのあらまし～

- 1 モノづくり企業の高付加価値化を支援します
- 2 「モノづくりのまち東大阪」を次の世代に引き継ぎます
- 3 モノづくり企業の販路開拓を応援します
- 4 地域経済の連携、交流に取り組みます

第22節 買い物しやすいまち

日々の買い物が身近でできる商店は、市民生活にとって無くてはならないものです。

商店街を中心とした商業集積地域の魅力を高めることによって、市民が買い物しやすく、買い物に訪れたいくなる、にぎわいのあるまちをつくりまします。

そのため、商業集積地の魅力づくりに取り組むとともに、商店街に人が集まり、安心して快適に買い物ができるよう支援します。

～取り組みのあらまし～

- 1 特色ある商業集積地域づくりを支援します
- 2 「元気な店舗グループ」の活動を支援します
- 3 地域資源の活用で集客力を強化します
- 4 安心して快適に買い物ができる環境づくりを進めます

第23節 農業と農地空間を大切にするまち

安全で安心できる農産物の提供や地産地消、食育を通じて、都市農業を身近に感じ、農業と農地空間を大切にするまちをつくりまします。

農業の持続と、都市の貴重な緑地である農地空間の保全のため、次世代の担い手を育成していくとともに、農業と農地空間の持つ公益的な役割をさらに発展、拡大します。

～取り組みのあらまし～

- 1 安全で新鮮な農産物を消費者に届けまします
- 2 東大阪市の特産物を地域ブランドとして発信します
- 3 農業と農地空間の担い手を育てまします
- 4 農地空間の持つ価値や機能を生かします
- 5 有害鳥獣被害への対策を進めます

第24節 産業活動にとって魅力のあるまち

産業の集積は、本市の発展の基盤であることから、モノづくりをはじめとするすべての産業活動が安定して続けられるよう、産業活動にとって魅力のあるまちづくりを進めます。

そのため、住宅と工場が共生しながら操業が続けられるような環境づくりや、金融面からの企業活動の支援、産業活動に役立つ情報提供を通じて、地域産業を総合的に支援します。

～取り組みのあらまし～

- 1 居住環境と工場の操業環境の共生を進めます
- 2 金融面から産業活動を支援します
- 3 経済施策情報を分かりやすく発信します
- 4 クリエイション・コア東大阪を有効に活用します

第25節 雇用が安定し、働きやすいまち

雇用が安定することによって生活が安定し、仕事を通じた社会貢献や生きがいを感じることによって暮らしが充実します。また、社会の発展にとって雇用の安定は欠かすことのできない要素です。

そのため、勤労者の職業能力を向上させるとともに、雇用の安定に努め、若者や就職困難者が安定して就業し、高齢者が生きがいを持って働くことができるまちをつくりまします。また、勤労者が健康で充実して働くことができ、働きがいのある労働環境を整備します。

～取り組みのあらまし～

- 1 働きがいのある労働環境づくりを支援します
- 2 安心して働ける労働環境づくりを支援します
- 3 若者の就業を応援します
- 4 就職に困っている人の雇用を促します
- 5 高齢者の生きがい就労を応援します

第26節 消費者が守られるまち

安全で安心な消費生活ができるよう、消費者が守られるまちをつくります。そのため、消費生活センターが地域の中核的な役割を担うとともに、消費者が意識を高め、自ら行動できるよう取り組みます。また、消費者が安定的に安心して生活物資を購入できるよう努めます。

～取り組みのあらまし～

- 1 安全で安心な消費生活ができるようにします
- 2 消費者の自立を支援します
- 3 環境にやさしい運動を進めます
- 4 生活関連物資を安定して適正に供給できるようにします

主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容			
4 21 1 デザイナーや学生と企業との交流の場の整備と機会の提供 【モノづくり支援室】	産業技術支援センターのモノづくり試作工房を活用し、デザイナーや学生、企業など新たなアイデアを持った人々が交流する場を提供するとともに、デザインに関するセミナーやワークショップ等の事業を通じて新たな製品開発を促進する。			
	指標	本事業を通じて産み出された新製品を製造する企業数		
	目標	(H29)－	4社	14社
	事業実施年度	⇒	31年度	32年度
4 21 1 「モノづくりのまち東大阪」の国内外への発信 【モノづくり支援室】	東大阪フォントやタグライン、映像媒体等を活用し、ラグビーワールドカップ2019に併せて開催する（仮称）東大阪産業フェアや、海外展開に関心のある市内企業と在阪領事館を中心とした各国領事とのミートアップ事業等の場で、「モノづくりのまち東大阪」を国内外へ発信する。			
	指標	①映像媒体再生回数 ②ミートアップ開催回数		
	目標	(H29)－	①10,000回 ②3回	①5,000回 ②3回
	事業実施年度	⇒	31年度	32年度
4 21 1 医工連携プロジェクト創出事業 【モノづくり支援室】	市内企業が医療機器市場で事業を営んでいくために必要な情報の収集や、人的ネットワークの提供などを行い、市内モノづくり企業の医療・健康・介護分野への参入や販路拡大を支援する。			
	指標	医療・健康・介護分野の案件受注及び製品化もしくは開発に着手した件数（ビジネスマッチング件数とニーズマッチング件数）		
	目標	(H29)－	10件	10件
	事業実施年度	⇒	31年度	32年度

事業名 【担当所属】			事業内容			
4	22	1	商店街等の小売商業団体が実施する魅力あふれる地域密着型の取り組みのうち、ラグビーワールドカップ2019開催にちなんだ取組みに対して補助金を上乗せして支援することで、ラグビーを契機とした商業のにぎわいを創出する。			
			指標	にぎわいづくり事業実施団対数		
			目標	—	17団体	—
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
地域密着型支援事業（ラグビーワールドカップ関連） 【商業課】						
4	22	1	商業振興に意欲的に取り組む商店街等の小売商業団体に対する商業活性化にかかる支援について、2019年はラグビーワールドカップ開催にあわせ、ラグビーのまちをアピールする特別なコンテンツを提供する。			
			指標	事業満足度		
			目標	—	80%	—
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
商業振興コーディネート事業（ラグビーワールドカップ関連） 【商業課】						
4	24	1	製造業集積の維持・継承に向けた環境づくりを積極的に推進しつつ、良好な住環境を確保することで、活力あふれる経済活動と快適な生活環境が両立したまちを実現する。			
			指標	補助金施策の活用実績率		
			目標	(H29) 80%	80%	80%
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
住工共生のまちづくり事業 【モノづくり支援室】						

第5部 安全で住みよいまちづくり

緑豊かな潤い空間と、災害時にも安全な市民の生活環境を創造するとともに、市民の活動を支える総合的な交通環境の充実を図ります。また、環境に配慮した循環型社会の形成など、暮らしを支える環境の整備に努めます。

主な取り組み

第27節 危機や災害への備えが万全なまち

危機や災害は突然やって来ます。いざという時に市民の生命や体、財産を守り、被害を最小限にとどめ、早期の復旧を行うため、また、避難生活を少しでも安定して過ごせるよう、日ごろからの備えが万全なまちにします。

そのため、さまざまな事態を想定した危機管理体制を整備します。また、市民の自主的な活動を支援することで地域の安全を守るようにします。

さらに、消防力の強化、防災拠点の整備、都市基盤の整備や耐震化などにより、災害に強い住まいとまちづくりを進めます。

～取り組みのあらまし～

- 1 危機管理体制を整えて、いざという時に備えます
- 2 地域における防災・防火・防犯に向けて取り組みます
- 3 消防力を強化し、市民生活を守ります
- 4 都市基盤の耐震化、避難所整備を進めます
- 5 水害や土砂災害からまちを守ります
- 6 国民保護体制を整えて、万一来襲に備えます

第28節 安全で快適な市街地のあるまち

都市や各地域の拠点が整備され、優れた都市空間が形成された、安全で快適な市街地のあるまちをつくります。

そのため、市民の意見を反映し、都市づくりの方針をつくります。また、都市の拠点づくりなどを進め、まちを活性化させます。さらに、市民や事業者などの理解と協力の下、まちづくりへの啓発や指導を強化します。

～取り組みのあらまし～

- 1 幅広い視点から総合的な都市づくりを行います
- 2 都市拠点などを整備し、まちを活性化させます
- 3 優れた都市空間を形成します

第29節 水と緑に親しめるまち

生活に潤いと安らぎを与え、人と人が触れ合える場として、水と緑に親しめるまちをつくります。

そのため、都市空間に新たな緑の空間づくりを進めることで、目に映る緑を増やすとともに、誰もが使いやすい公園や遊歩道など、水と緑の空間の整備を進めます。また、生駒山や市街地の水と緑を守る取り組みを進めます。

～取り組みのあらまし～

- 1 新たな緑の空間を増やします
- 2 水や緑が豊かな、潤いのある生活空間をつくります
- 3 森林や公園緑地などの緑を保全します

第30節 良好な住まいのあるまち

安らげる住まいがあることで、安定した生活を送ることができるよう、だれもが安全な住宅に安心して暮らせるまちをつくります。

そのため、市営住宅における良好な住環境の提供に努めるとともに、被災や障害、低所得などの理由で住宅に困っている人に対し、公的住宅に求められる役割を果たせるよう整備や活用を進めます。また、超高齢社会や耐震化などに対応できる良好な民間住宅を増やします。さらに、安全で快適な住環境を地域全体でつくるために取り組みます。

～取り組みのあらまし～

- 1 安全・安心で快適な公的住宅を整備します
- 2 良好な民間住宅を増やします
- 3 より安全で快適な居住環境づくりを進めます

第31節 安全で便利な交通機関や道路のあるまち

だれもが、安全で支障なく目的地まで行くことができ、人や物の流れを円滑にすることで経済活動が盛んになるよう、安全で便利な交通機関や道路のあるまちをつくります。

そのため、鉄道やモノレール、バスなどの公共交通機関や道路網の整備を進めます。また、駅や駅前交通広場などの人の集まる施設や場所を、だれもが使いやすいようにします。

さらに、駐車場や駐輪場などの交通関連施設の整備を進めるとともに、交通マナーの向上に取り組みます。

～取り組みのあらまし～

- 1 公共交通の整備を一層進めます
- 2 使いやすく安全な道路を提供します
- 3 交通ルールを守り、だれもが安心して使える道路にします

第32節 良好な環境を次代に引き継ぐまち

生活のあらゆる活動を原因とする環境負荷により、地球温暖化が進む中、私たち一人ひとりが環境負荷のより少ない行動を取ることで、次の世代へ良好な環境を引き継ぎます。

そのため、地球温暖化対策などの環境施策を総合的に進め、市民や事業者などがそれぞれの立場で環境保全活動に取り組みます。また、環境負荷の少ない循環型のまちをめざし、ごみの減量やリサイクルを一層進め、ごみの適正処理に努めるとともに、まちの美化を進めます。

さらに、都市の発展によって発生するごみや、し尿の適正処理、公害の未然防止に取り組みます。

～取り組みのあらまし～

- 1 総合的な環境施策を進めます
- 2 地球温暖化問題を市民と共に考えます
- 3 ごみの減量・リサイクルによって、循環型社会をつくります
- 4 不法投棄を防止し、まちの美化を進めます
- 5 ごみや、し尿の適正処理を行います
- 6 公害の防止などに取り組みます

第33節 上下水道によって安全・快適に暮らせるまち

生きるために無くてはならない水を扱う上下水道は、市民の暮らしに欠かすことができません。

そのため、日常生活だけでなく、災害時においても、市民生活に支障が生じないよう、安全・安心で安定した上下水道サービスを提供することで、市民が安全・快適に暮らせるまちをつくります。

～取り組みのあらまし～

- 1 施設・設備の計画管理と老朽化対策を進めます
- 2 水の安定供給と排水処理施設の整備を進めます
- 3 川や海の水質を保全します
- 4 公営企業として、健全な財政運営を進めます
- 5 上下水道の知識や経験、技術を継承します

主な事業計画

事業名 【担当所属】			事業内容			
5	27	2	地域の災害特性に着目し、地域ごとの詳細なハザードマップ作成を支援し、地域の防災意識の向上に取り組み、個人の適切・迅速な避難行動を促す。 また、作成済みの地域においては、マップの更新を支援する。			
地域版ハザードマップ事業 【危機管理室】			指標	作成及び更新の自治連合会数		
			目標	(H29) 18団体	5団体	5団体
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度

事業名 【担当所属】			事業内容			
5	27	2	自主防災組織の自主防災活動を活性化させるため、防災訓練や防災講演会などに対する補助を実施する。			
自主防災組織活動補助事業			指標	防災訓練や防災講演会などの自主防災組織の活動団体数		
【危機管理室】			目標	(H29)40団体	45団体	45団体
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
5	27	3	増加・高度化し続ける救急業務に対応するため、高度な知識と技術をもった救急救命士を計画的に養成し、市民生活の安全確保を目指す。			
救急救命士養成・高度化事業			指標	救急救命士関係研修養成計画における達成率 (派遣者数/派遣予定数×100)		
【消防局警備課】			目標	(H29)－	100%	100%
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
5	27	3	年々増加傾向にある本市の救急需要に対し、常時安全に救急業務を遂行するため、高規格救急車の更新整備を計画的に行う。			
高規格救急自動車整備事業			指標	整備台数		
【消防局警備課】			目標	(H29)2台	2台	2台
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
5	27	4	大規模な自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と、被災後も速やかに復旧復興できる「しなやかさ」を持った安全安心な地域づくりをめざし、長期的な視野をもって庁内横断的に取組むための「東大阪市国土強靱化地域計画」を策定する。			
国土強靱化地域計画の策定			指標	計画の策定		
【危機管理室】			目標	－	策定準備	策定
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
5	27	4	「東大阪市公共施設再編整備計画」に基づき、老朽化や耐震性に課題のある旭町庁舎を解体し、新旭町庁舎を整備する。設計・建設・維持管理業務を含めた、平成46年度までの事業としてPFI手法で実施する。			
新旭町庁舎整備事業			指標	施設整備の進捗状況		
【管財室】			目標	(H29)事業者決定	供用開始	－
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度

事業名 【担当所属】				事業内容			
5	27	5	都市基盤河川改修事業（大川） 【河川課】	河川改修を進め、治水対策の充実を図る。			
指標		整備率（整備延長÷総延長1,740m）					
目標		(H29) 64%		70%	73%		
事業実施年度		⇒		31年度	32年度		
5	27	5	雨水増補管事業 【下水道計画総務室】	既設の下水管で流しきれない雨水に対応するための雨水増補管を整備し、浸水被害を軽減する。			
指標		整備率（整備延長／計画延長）					
目標		(H29) 90.4%		93.3%	95.6%		
事業実施年度		⇒		31年度	32年度		
5	28	1	良好な市街地形成推進事業 【都市計画室】	住宅と工場に代表される用途の混在や、防災上課題がある地区が点在するなど、本市の市街地が抱える様々な課題を解決するため、平成30年度策定の立地適正化計画と併せ、都市計画制度を積極的に活用することで、安全で快適な市街地のあるまちの実現を目指す。			
指標		地区計画及び特別用途地区の指定箇所数					
目標		(H29) 2地区		1地区	1地区		
事業実施年度		⇒		31年度	32年度		
5	29	1	駅前等公共施設緑化事業 【みどり景観課】	ラグビーワールドカップ関係の来訪者をはじめ、東大阪市を訪れる方を花とみどりでお迎えし、季節の彩りを感じてもらえるよう、駅前や公共施設などの緑化を推進する。			
指標		整備箇所数					
目標		(H29) 1箇所		2箇所	2箇所		
事業実施年度		⇒		31年度	32年度		
5	29	2	花園中央公園整備事業 【公園整備課】	スポーツやレクリエーションの拠点となり、災害時には広域避難地としての防災機能も併せ持つ総合公園として、花園中央公園の整備を推進する。			
指標		花園中央公園の整備進捗状況					
目標		(H29) 用地買収		改修工事2件 整備工事1件	用地買収 整備工事1件		
事業実施年度		⇒		31年度	32年度		

事業名 【担当所属】			事業内容							
5	29	3	ラグビーワールドカップ関係の来訪者をはじめ、東大阪市を訪れる方を花とみどりでお迎えするため、緑化ボランティア養成講座修了生を中心とした市民と共に、駅前や公共施設等の緑化をおこなう。							
緑化ボランティアキャラバン							指標	実施箇所数（累計）		
【みどり景観課】							目標	(H29) 6箇所	7箇所	7箇所
							事業実施年度	⇒	31年度	32年度
5	30	1	老朽化した市営住宅について、東大阪市公営住宅等長寿命化計画に基づき、集約建替え等により安全性を確保する。							
市営住宅整備事業 (宝持西住宅建替)							指標	宝持西住宅建替事業実施に向けた進捗状況		
【住宅政策室】							目標	—	PFI導入可能性調査	事業者選定準備
							事業実施年度	⇒	31年度	32年度
5	30	1	老朽化した市営住宅について、東大阪市公営住宅等長寿命化計画に基づき、集約建替え等により安全性を確保する。							
住宅地区改良事業 (北蛇草地区住宅建替)							指標	北蛇草地区住宅C棟建替事業実施に向けた進捗状況		
【住宅改良室】							目標	—	PFI導入可能性調査	事業者選定準備
							事業実施年度	⇒	31年度	32年度
5	30	1	老朽化した市営住宅について、東大阪市公営住宅等長寿命化計画に基づき、集約建替え等により安全性を確保する。							
住宅地区改良事業 (荒本地区住宅建替)							指標	荒本地区住宅C棟建替事業実施に向けた進捗状況		
【住宅改良室】							目標	—	—	PFI導入可能性調査
							事業実施年度	⇒	31年度	32年度
5	30	2	東大阪市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、市民の生命と財産を保護するため、住宅・建築物の耐震診断、改修、除却を計画的かつ総合的に推進する。また、耐震診断義務化となった民間建築物の耐震化を促進する。							
震災対策推進事業							指標	耐震改修補助制度を活用した住宅の戸数（戸）		
【指導監察課】							目標	(H29) 15戸	35戸	35戸
							事業実施年度	⇒	31年度	32年度

事業名 【担当所属】			事業内容			
5	30	3	<p>老朽木造賃貸住宅が密集している若江・岩田・瓜生堂地区において、消防活動や避難に寄与する防災道路の整備を行うとともに、老朽木造賃貸住宅の除却や建物の不燃化を促進することで、防災性の向上及び安全・快適なまちづくりを目指す。</p>			
			指標	事業進捗率（防災道路用地買収面積/事業用地面積×100）		
			目標	(H29) 50.09%	56.9%	67.5%
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
密集住宅市街地整備促進事業			【住宅政策室】			
5	30	3	<p>「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家の適正管理、発生予防、及び利活用に向けた取り組みを推進する。</p>			
			指標	①セミナー・相談会の開催による周知啓発 ②助言・指導による是正件数の増加		
			目標	(H29) —	①3回 ②5件	①3回 ②5件
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
空き家対策推進事業			【空家対策課】			
5	31	1	<p>大阪モノレールの南伸に合わせ、事業の認可取得、用地測量、物件調査を実施する。</p>			
			指標	事業の進捗状況		
			目標	駅前広場、乗継施設等の検討、都市・地域総合交通戦略の検討の実施	事業の認可取得	用地測量、物件調査の実施
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
大阪モノレール南伸事業			【公共交通課】			
5	31	1	<p>大阪モノレール南伸の軌道にかかる都市計画道路の整備を進める。</p>			
			指標	事業進捗率（整備実績事業/計画整備事業費×100）		
			目標	—	1%	2%
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
街路整備事業（大阪モノレール南伸関連）			【街路整備室】			
5	31	2	<p>都市計画道路高井田長堂線（長堂小学校西～府道大阪枚岡奈良線）の整備を進める。</p>			
			指標	事業進捗率（整備実績事業/計画整備事業費×100）		
			目標	(H29) —	96%	99%
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
街路整備事業（高井田長堂線）			【街路整備室】			

事業名 【担当所属】			事業内容			
5	31	2	街路整備事業 (小阪稲田線)			
			都市計画道路小阪稲田線（河内小阪駅～府道大阪枚岡奈良線）の整備を進める。			
			指標	事業進捗率（整備実績事業/計画整備事業費×100）		
			目標	(H29)－	97%	100%
【街路整備室】			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
5	31	2	街路整備事業 (大阪瓢箪山線)			
			都市計画道路大阪瓢箪山線（恩智川～大阪外環状線）の整備を進める。			
			指標	恩智川から大阪外環状線までの用地取得率（取得済面積/取得必要面積×100）		
			目標	(H29)0%	6%	17%
【街路整備室】			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
5	31	2	街路整備事業 (永和駅前交通広場)			
			永和駅前交通広場の整備を進める。			
			指標	事業進捗率（整備実績事業/計画整備事業費×100）		
			目標	(H29)－	49%	65%
【街路整備室】			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
5	31	3	JR徳庵駅東側エレベーター設置事業			
			JR徳庵駅東側連絡通路にエレベーターを設置し、バリアフリー化を図る。			
			指標	エレベーター設置事業の進捗状況		
			目標	(H29)連絡通路点検完了	用地取得	実施設計
【道路建設室】			事業実施年度	⇒	31年度	32年度
5	32	1	(仮称)環境センター整備事業			
			4つの環境事業所及び美化推進課を1つの施設に統合し、ごみの収集や資源化の拠点として業務の効率的な運用を目指すため、(仮称)環境センターを建設する。			
			指標	事業の進捗状況		
			目標	(H29)－	サウンディング型市場調査	入札広告
【環境事業課】			事業実施年度	⇒	31年度	32年度

事業名 【担当所属】			事業内容				
5	32	5	第四工場の建替事業として、焼却工場350t/日の処理施設を整備する。				
第六工場建設事業 【都市清掃施設組合】			指標	事業の進捗状況進捗			
			目標	(H29)工場配置可能性検討調査	基本設計 生活環境影響調査計画書作成	生活環境影響調査	
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度	
5	33	4	庁舎建設工事を推進する。				
水道庁舎整備事業 【上下水道局経営企画室】			指標	事業の進捗状況			
			目標	(H29)見直し検討	庁舎整備方針の策定等	庁舎建設工事の準備等	
			事業実施年度	⇒	31年度	32年度	

第3編 地 域 別 計 画

地域別計画を推進するために

地域別計画は、地域の特性を生かした個性的なまちづくりを進めるため、市民が考える地域の課題・取り組みについてまとめ、市民の主体的な取り組みを中心としながら、その取り組みに関しての市役所の役割をまとめています。

地域別計画を推進するためには、市民だれもが自分たちのまちに誇りと愛着を持ち、責任を持って主体的にまちづくりを進めていく必要があります。そのためには、楽しさや達成感を味わえる環境づくりや、市民によるまちづくり活動の自立を促すこと、活動の担い手となる人材や団体などを育てることなどが求められます。

市民のまちづくり活動の中核施設であるリージョンセンターを拠点として、市民や地域が主体的に取り組む個性的なまちづくりを促進していきます。

「市役所が共に取り組みます」の掲載内容の見かた

市役所が共に取り組みます

※関連する主な実施計画事業（部門別計画）を、取り組み内容の後にそれぞれ表示して

○防犯や防災に役立つ情報を提供する仕組みをつくっていきます。

・防災情報通信ネットワーク事業（P.70）

1

2

3

- 1 市民や地域の取り組みに関し、市役所が共に取り組む内容を掲載しています。この内容は、後期基本計画に定められています。
- 2 市役所が共に取り組む内容に関連する主な実施計画事業（部門別計画）を表示しています。部門別計画は、事業の実施場所が指定されたものを除き、原則として市域全体を対象として、市役所が主体的に取り組む内容です。
- 3 本冊子において、各実施計画事業が掲載されている部門別計画のページ番号を表示しています。当該事業の内容は、部門別計画の当該ページをご確認ください。

A 地 域

地域からの声、提言

A地域は、長い歴史によって培われてきた文化や豊かな自然環境に恵まれ、自治会活動やまちづくり活動が盛んです。このような地域の特徴を生かして、安全・安心で、子どもから高齢者までが互いに敬意を持って接することができる地域をめざします。

地域が抱える問題は多く、また市民のニーズもさまざまであることから、従来型のハード面の整備や補助金の交付だけでは、十分な対応が難しいと考えます。市民がまちづくりに主体的に参画し、自らが考え、問題解決に向けた行動を起こし、それを市役所が支援する仕組みを、市民と市役所と一緒に考え、つくります。

市民や地域が取り組みます

- 1 市民が中心の防犯活動を進めます
- 2 道路課題の解消や、防災に関する取り組みを進めます
- 3 だれもが利用、参加できる子育ての仕組みをつくりま
- 4 高齢者が地域で生き生きと暮らせる仕組みをつくりま
- 5 豊かな自然・文化環境を守り、その魅力を発信しま

市役所が共に取り組みます

※関連する主な実施計画事業（部門別計画）を、取り組み内容の後にそれぞれ表示しています。

○防犯や防災に役立つ情報を提供する仕組みをつくっていきます。

- ・地域版ハザードマップ作成事業（P. 31）
- ・都市基盤河川改修事業（大川）（P. 32）
- ・震災対策推進事業（P. 35）

○市民や警察、市役所などの協働の下、道路や防災に関する話し合いができる仕組みをつくっていきます。

○地域で活動する自主防災組織をさらに活性化していきます。

- ・自主防災組織活動補助事業（P. 32）

○愛ガード運動の推進や、公共施設を子育てに利用しやすくするなど、市民による子育て事業を進めていきます。

- ・子ども安全安心推進事業（P. 16）
- ・地域子育て支援拠点事業（P. 21）
- ・地域子育て支援センター整備事業（P. 22）
- ・利用者支援事業（P. 22）

○高齢者の生きがいつくり事業など、市民による交流事業を進めていきます。

- ・包括的支援事業 (P. 23)

○文化環境の施設を整備するとともに、文化や観光の情報を発信していきます。

- ・河内寺廃寺跡史跡公園整備事業 (P. 13)

○市民が主体となった自然環境整備を進めていきます。

- ・緑化ボランティアキャラバン (P. 34)

B 地 域

地域からの声、提言

B地域は、自然や歴史、ネットワーク、市民意識など、まちが持つ資源を生かし、高齢者から子どもまでが安心して暮らすことができ、人がこの地域を魅力的と思い「住みたい、行きたいと思う地域」にすることをめざします。

そのため、「ネットワークの再構築と強化」の視点から「具体的なアイデアや行動計画」を考え、3つのテーマに取り組みます。

市民や地域が取り組みます

- 1 思いやりと気配りにあふれたまちをつくります
- 2 地域資源を発掘し、地域の情報を発信します
- 3 協働して活動する場をつくります

市役所が共に取り組みます

※関連する主な実施計画事業（部門別計画）を、取り組み内容の後にそれぞれ表示しています。

○市民や関係団体、市役所の協力関係の下、活動する協働の「場」づくりに取り組んでいきます。

- ・地域まちづくり推進制度（東大阪市版地域分権制度）検討事業（P.9）

○市民や地域が掘り起こした地域資源の情報を、魅力あるまちの情報として発信していきます。

- ・新たな観光まちづくり推進事業（P.14）
- ・シティプロモーション推進事業（P.14）

○市民や地域が、自ら情報の発信や交換ができるよう、地域情報システムを整備していきます。

○ネットワークや組織の運営維持に取り組むとともに、協働する組織や施設の交流を盛んにしていきます。

- ・地域サポート職員配置事業（P.9）

C 地 域

地域からの声、提言

〇地域は、「地域の個性を生かした安全で快適に暮らせる地域の創造」をめざし、市民や地域、市役所が協力して安全で住みよい生活空間をつくります。

地域は、歴史や文化、産業など多くの資源を持っています。これらの地域資源を市民や地域、市役所それぞれの持つ媒体を使って発信するとともに、人が集い、モノが集まり、情報が集まる便利な地域にします。

市民や地域が取り組みます

- 1 安全な道づくりに取り組みます
- 2 歴史を生かし、新たな文化を創造します
- 3 多くの国・地域の人との交流を進めます
- 4 文化活動の輪を広げます

市役所が共に取り組みます

※関連する主な実施計画事業（部門別計画）を、取り組み内容の後にそれぞれ表示しています。

〇地域から報告された課題個所を把握して、優先度の高い道路から計画的に整備していきます。

〇道路利用マナーを向上させるための啓発、看板の設置などを行っていきます。

〇地域の文化資源を積極的にPRしていきます。また鴻池新田会所などの文化遺産が市民に開かれた身近な施設となるよう、有効に活用していきます。

・ 鴻池新田会所整備事業（P. 13）

〇交流会の開催など、地域にノウハウの少ない取り組みでは、市役所が主導し、開催につなげていきます。また、地域の取り組みが継続していけるようにするとともに、これらの情報を発信していきます。

・ 国際化推進事業（P. 13）

〇地域のサークル活動や情報交換ができる「場」づくりに取り組むとともに、利用しやすい公共施設としていきます。

・ 地域まちづくり推進制度（東大阪市版地域分権制度）検討事業（P. 9）

D 地 域

地域からの声、提言

D地域は、地域を「笑顔で満ちあふれる」まちとするために、市民や事業者、団体のコミュニケーション力を高めて、コミュニティの輪を広げます。

コミュニティの輪が広がることで、高齢化や子育て、防犯、美化活動など地域で抱えるいろいろな課題を解決するための取り組みを、一層進めることができると考えます。

そうすることで、地域全体が一つとなった「安全・安心なまちづくり」を推進するとともに、地域資源の魅力を再発見し、「地域を生かし、伝えて」いきます。

市民や地域が取り組みます

- 1 地域コミュニティの輪を一層広げます
- 2 安全・安心・健康に暮らせるまちをつくります
- 3 地域の資源を生かし、伝えていきます
- 4 美しいまちを保ちます

市役所が共に取り組みます

※関連する主な実施計画事業（部門別計画）を、取り組み内容の後にそれぞれ表示しています。

- 地域コミュニティによるさまざまな活動に取り組んでいきます。
 - ・地域まちづくり推進制度（東大阪市版地域分権制度）検討事業（P. 9）
- 校庭開放の推進など子どもたちが伸び伸びと遊べる場所を提供していきます。
- 地域の実情にあわせた防犯・防災マップの作成に取り組むとともに、防犯施設や災害時の避難場所の整備、被災時のライフラインの確保に取り組んでいきます。
 - ・地域版ハザードマップ作成事業（P. 31）
- 緊急活動が円滑に行えるよう、道路の改良や迷惑駐車等の指導・啓発などを行っていきます。
 - ・密集住宅市街地総合整備事業（P. 35）
- 地域産業のPRや販路開拓などに取り組んでいきます。
 - ・デザイナーや学生と企業との交流の場の整備と機会の提供（P. 27）
 - ・「モノづくりのまち東大阪」の国内外への発信（P. 27）
- 農地空間や文化財、「ラグビーのまち東大阪」の取り組みなど、地域資源の保全と活用を進めていきます。
 - ・ラグビーワールドカップ関連事業（P. 17）
- 生ごみのたい肥化の促進や、焼却熱の有効利用などに取り組んでいきます。

E 地 域

地域からの声、提言

E地域は、「人の交流が盛んで、安全・安心・便利なまち、稲田桃が春には花咲き、夏にはたわわに実り、収穫でにぎやかなまち」をめざします。

中でも「交流」はこれからの地域づくりにとって重要なキーワードです。地域の将来像の実現に向け、地域の市民や団体などが交流し、一つになって取り組めるような仕組みが必要です。

市民や地域が取り組みます

- 1 犯罪や災害のないまちで安心して暮らせるようにします
- 2 緑豊かな環境を育みます
- 3 安全に通行できる道路を考えていきます
- 4 稲田桃がすくすく育ち、交流が育まれるまちにします

市役所が共に取り組みます

※関連する主な実施計画事業（部門別計画）を、取り組み内容の後にそれぞれ表示しています。

○犯罪を防ぐため、街灯・防犯灯を増やしていきます。また、地域の実情にあわせた防災地図の作成に取り組んでいきます。

- ・地域版ハザードマップ作成事業（P.31）

○避難施設の耐震化や浸水対策事業を進めるほか、災害の危険性や対策の啓発活動、狭い道路で活躍できる消防設備などの配備、周知を行っていきます。

- ・震災対策推進事業（P.35）

○だれもが、安心して利用できる公園を整備していきます。植栽を行うに当たっては、中高木の下枝などを管理するなど防犯面にも配慮していきます。

○車椅子利用者などの交通弱者に配慮した道路の整備などを行うほか、事故多発個所に赤色灯や注意喚起看板などを設置し、利用者に注意を促していきます。

○モノレールの南伸などを関係団体に働き掛けていきます。

○地域連携の「場」づくりに取り組むとともに、地域の交流を盛んにしていきます。

- ・地域まちづくり推進制度（東大阪市版地域分権制度）検討事業（P.9）

F 地 域

地域からの声、提言

「F地域は、「高齢者も若者も住みよいまち」「活気あふれるまち」「安全・安心のまち」をめざします。

まちづくりを進めるに当たっては、多くの市民が参加でき、まちづくりの主体であることを実感できるよう心掛けることが必要です。具体的には、市民が発案・実行し、市役所を巻き込み、協働するという過程を共通の原則とします。

まちづくりの活動を進める際には、既存の地域資源を生かし、市民や団体などで円滑なコミュニケーションを交わし、情報交換や協議の場を設けて合理的に取り組みます。

市民や地域が取り組みます

- 1 地域課題解決の仕組みをつくります
- 2 安全で安心できるまちにします
- 3 商店街を活性化し、技術のまちをアピールします
- 4 コミュニケーションを育みます

市役所が共に取り組みます

※関連する主な実施計画事業（部門別計画）を、取り組み内容の後にそれぞれ表示しています。

- 「場」の立ち上げに取り組むほか、「場」の一員として参加、協働していきます。また、運営サポート、関係団体などとの連絡・調整を行っていきます。
 - ・地域まちづくり推進制度（東大阪市版地域分権制度）検討事業（P.9）
- 安全・安心のまちづくりに向けて、市民や地域と連携して取り組んでいきます。また、市民への啓発や、密集市街地対策、隣接市との境界付近での相互救急体制の確立などを行っていきます。
 - ・地域版ハザードマップ作成事業（P.31）
- 産業振興費用の助成や、産学と地域と連携した取り組み、関係者間の調整などを行っていきます。
 - ・新たな観光まちづくり推進事業（P.14）
 - ・空き店舗活用促進事業（ラグビーワールドカップ関連）（P.28）
 - ・商業支援コーディネート事業（ラグビーワールドカップ関連）（P.28）
- 市民が便利に文化活動を行えるよう施設の整備を行うとともに、公共施設を利用しやすくしていきます。また、市民が文化を身近に親しめる機会を提供していきます。
 - ・文化創造館整備事業（P.12）
- 高齢者が活躍する場の提供や、モノづくり企業の次世代育成に取り組んでいきます。
 - ・包括的支援事業（P.23）

G 地 域

地域からの声、提言

G地域は、地域の持つ資源を活用し、地域が抱える課題を解決するために、地域の大きな資源である長瀬川を核とした取り組みを中心に、美化や防災、福祉、教育などで、市民や事業者、大学などの団体、市役所が協働し、一丸となって取り組みます。

また、地域まちづくりを考えていく第一歩として始まった、まちづくりの「場」の活動を広げ、まちづくりにかかわる情報交換や交流、課題共有を進めます。

市民や地域が取り組みます

- 1 コミュニティ活動を盛んにします
- 2 利用しやすく、安全な道路や交通環境をつくります
- 3 長瀬川を核としてまちづくりを考えます
- 4 地域と大学の連携や交流を進めます

市役所が共に取り組みます

※関連する主な実施計画事業（部門別計画）を、取り組み内容の後にそれぞれ表示しています。

○協働のまちづくりの「場」づくりや仕組みづくりに取り組むとともに、公共施設を利用しやすくしていきます。

- ・地域まちづくり推進制度（東大阪市版地域分権制度）検討事業（P.9）

○地域の防災活動を活性化していきます。

- ・地域版ハザードマップ作成事業（P.31）

○地域で子育てできる仕組みをつくっていきます。

- ・地域子育て支援センター整備事業（P.22）
- ・利用者支援事業（P.22）

○歩道と車道の段差の解消や、横断歩道を使いやすくするなど、歩行者や障害のある人に配慮した道路整備を進めていきます。

○近鉄大阪線の高架化の実現をめざし、関係団体などに働き掛けていきます。

○利用者に長瀬川をより身近に感じてもらえるよう、人と水、人と緑の距離が縮まるような遊歩道にしていきます。

○大学への呼び掛けや、地域と学生による協働企画への参画、大学内活動の地域への発信など、地域と大学をつなぐ窓口の役割を果たしていきます。

第4編 行 財 政 編

効率的で健全な行財政運営が行われるまち

基本方針

地方自治体の基本的な役割である「住民の福祉の増進」を果たしていくためには、市の将来を見越し、社会経済情勢の変化などにも十分に対応ができる「強い自治体」となる必要があります。

そのため、市民ニーズや社会情勢などに対応できる体制づくりや、職員の能力向上、財政基盤の強化、業務の電子化などを進めることにより、効率的かつ健全な行財政運営が行われるまちにします。

取り組みのあらまし

1 将来を見越した行財政改革に取り組みます

今後の財政収支の見通しや、地方分権の推進、職員の数や年齢構成の変化など、市役所を取り巻く環境の変化に適切に対応できるよう、組織機構や事務事業の見直しなど、東大阪市の将来を見越した行財政改革を行っていきます。あわせて、市民や事業者、市役所が担うべき役割を明確にして、民間活力の活用や外郭団体の見直しなどを進めていきます。

また、事業計画や事務の適正な進行管理を進めることにより、市役所が取り組むべき課題や事業について、さらなる集中化、重点化を進め、市役所のスリム化、市民サービスのより一層の向上をめざしていきます。

さらに、これらの行財政改革を進めることで、市役所の何が変わったのか、何がよくなったのかなどを、市民、職員が実感できるよう、情報を発信していきます。

～取り組みを実効性のあるものとするために～

- 1 事務事業の見直しと継続的な改善を進めます
- 2 効率的で分かりやすい組織機構をつくります
- 3 外郭団体の見直しを行います
- 4 さまざまな公共サービスを最適な担い手によって提供します

2 これからの行政運営を担う人材を確保し、育成、活用します

地方分権推進に伴う事務の高度化、市民ニーズや社会情勢の変化に伴う事務の多様化などに対応できるよう、自治体職員には従来の事務能力に加えて、政策形成能力や法務能力、説明責任能力などがより一層求められています。また、市民自治や地域自治の進展に伴い、自治体職員には市民の目線で考え、行動できる能力も求められています。

これらを踏まえた、人材の確保や育成、活用に努めるとともに、職員一人ひとりが持っている能力と特性が発揮され、市役所全体の活性化につながるよう、適切な人材配置、登用など、人材を生かす計画的、効果的な人事政策をさらに進めていきます。

～取り組みを実効性のあるものとするために～

- 1 職員が能力を発揮できる人事政策を進め、市役所を活性化させます
- 2 多様な人材の確保により、執行体制を充実させます
- 3 効果的な職員研修を実施し、人材の育成を進めます
- 4 定期的な人事異動により、人材育成と適材適所の人員配置を進めます

3 歳入を確保し、市役所の財政力を向上させます

少子高齢化の進展に伴う市税収入の減少など、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、安定した市民サービスを提供するためには、財政基盤の強化が必要不可欠です。そのため、市民が市税や国民健康保険料などを納付しやすい環境整備を進め、自主納付率の向上に努めるとともに、徴収体制の強化など未収金対策に取り組むなどの、歳入確保に努めていきます。

また、公の施設の使用料や行政サービス手数料などは、定期的に見直しを行うなど、適切な金額設定に努めていきます。

さらに、市が保有する未利用地や低利用地などについて、今後の利用計画などを検討し、必要に応じて売却や貸し付けなどの有効活用を進めていきます。

～取り組みを実効性のあるものとするために～

- 1 未収金対策を強化し、収入増加を推進します
- 2 使用料・手数料を適切に設定します
- 3 市が保有する未利用地、低利用地を有効活用します

4 市役所の電子化を進め、市民の利便性や事務の効率を向上させます

インターネットなどの情報通信技術やデジタル技術を活用した、市民が便利な行政サービスを受けることができ、効率的な行政運営につながる電子市役所の推進が求められています。

市役所の電子化を進めるに当たっては、行政サービスの高度化や行政事務の簡素化、効率化、ならびに地域の課題解決が実現するよう、より適切なシステム導入に努める必要があります。

なお、電子市役所の推進に当たっては、行政サービスの利便性などの市民視点や、技術導入に伴う費用対効果の視点、ならびに情報漏えい対策などの視点に立って、定期的にシステムを見直す必要があります。

～取り組みを実効性のあるものとするために～

- 1 利便性の高い、高度な行政サービスを提供します
- 2 地域の情報化を進め、地域課題の解決に活用します
- 3 電子行政を推進し、行政事務の簡素化・効率化を進めます
- 4 情報セキュリティ対策を強化します

主な事業計画

事業名 【担当所属】			事業内容			
行	1	1	最終年度を迎える東大阪市行財政改革プラン2015の理念と目的を継承し、（仮称）東大阪市行財政改革プラン2020（平成32年度～平成36年度）を策定する。			
（仮称）東大阪市行財政改革プラン2020の策定						
【行財政改革室】						
指標	プランの策定					
目標	-		策定	進捗管理		
事業実施年度	⇒		31年度	32年度		
行	1	2	（仮称）東大阪市行財政改革プラン2020にあわせ、平成32年度～平成36年度の職員数計画を策定する。			
職員数計画の策定						
【行財政改革室】						
指標	計画の策定					
目標	-		策定	進捗管理		
事業実施年度	⇒		31年度	32年度		

事業名 【担当所属】			事業内容							
行	1	2	(1) 組織機構の統廃合・再編、(2) 将来の市役所を見据えた組織再編、(3) 活力と魅力あふれる東大阪市の創造の3つの考え方に基づき、平成32年度に組織機構改正を行う。							
効率的・機能的な組織機構							指標	組織改正の実施		
【行財政改革室】							目標	—	準備	実施
							事業実施年度	⇒	31年度	32年度
行	1	4	行政サービスセンター各種窓口業務等を民間事業者へ委託する。							
民間活力の活用（業務委託）							指標	委託の進捗状況		
【市民生活総務室】							目標	—	開始	検証
							事業実施年度	⇒	31年度	32年度
行	1	4	介護保険認定関係業務（窓口・電話・バックヤード業務）を民間事業者へ委託する。							
民間活力の活用（業務委託）							指標	委託の進捗状況		
【介護認定課】							目標	—	開始	検証
							事業実施年度	⇒	31年度	32年度
行	1	4	子ども・子育て関係業務を民間事業者へ委託する。							
民間活力の活用（業務委託）							指標	委託の進捗状況		
【子ども家庭課】							目標	—	開始	検証
							事業実施年度	⇒	31年度	32年度
行	2	1	国家公務員の給与制度やその動向などに留意し、引き続き職員の給与制度等の適正化を進める。							
職員の給与制度等の見直し							指標	見直しの実施状況		
【職員課】							目標	—	実施	実施
							事業実施年度	⇒	31年度	32年度

事業名 【担当所属】			事業内容			
行	2	2	地方自治法並びに地方公務員法の改正と、その主旨を踏まえた適切な会計年度任用職員制度を制定し、運用する。			
会計年度任用職員制度の適正実施						
【職員課】						
指標	制度の進捗状況					
目標	—	条例制定	施行			
事業実施年度	⇒	31年度	32年度			
行	3	2	消費税増税に伴う消費税の適正な転嫁や、減免制度の見直し、長年見直しがなされないまま据え置きされている使用料・手数料の再計算など、使用料・手数料の適正化を図る。			
使用料・手数料の見直し						
【行財政改革室】						
指標	見直しの実施					
目標	—	実施	実施			
事業実施年度	⇒	31年度	32年度			
行	3	3	将来的に行政需要のない市有地については売却し、行政需要が見込めるもの、また、利用価値が高い市有地については貸付けすることで財源の確保に努める。			
市有地の有効活用						
【管財室】						
指標	有効活用の推進					
目標	—	実施	実施			
事業実施年度	⇒	31年度	32年度			
行	4	3	AI・RPA等の最新ICT技術の活用に向けた情報収集、検証、実証実験等を行い、各業務所管課での事務効率の向上を目指す。			
AI・RPA等の最新ICT技術を活用した事務効率の向上						
【情報化推進室】						
指標	AI実証実験に参画する所管課数					
目標	—	3課	3課			
事業実施年度	⇒	31年度	32年度			
行	4	3	公立保育所・認定こども園のICT化を進め、公立教育・保育施設職員の事務の簡素化、効率化及び利用者の利便性向上を図る。			
公立教育・保育施設ICT化推進事業						
【保育室】						
指標	導入進捗状況					
目標	—	導入準備	本格実施			
事業実施年度	⇒	31年度	32年度			

東大阪市第2次総合計画後期基本計画

第5次実施計画

編集・発行

平成31年2月

東大阪市経営企画部企画室

〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号

TEL 06-4309-3101

FAX 06-4309-3826

URL <http://www.city.higashiosaka.lg.jp/>

